

京都市告示第37号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類
向島及び際目の各市営住宅の家賃、敷金、共益費及び有料付属施設使用料のうち、当該市営住宅の管理事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日
令和6年4月1日

(都市計画局住宅室住宅管理課)